

ご遺骨（火葬） 必要書類とスケジュール

- # 主に役所での書類手続きの為、書類の申請時間により所要日数が異なります。
下記は最短で手続きができた場合のスケジュール。土日祝日が絡んだ場合はその分日数が増えます。

- 一日目
- ①DEATH CERTIFICATE(死亡証明書)の手配を行う。
 - *病院にて DEATH CERTIFICATE 作成(ご遺族が DEATH CERTIFICATE へ署名必要)
 - *DEATH CERTIFICATE をフィリピン葬儀社の担当者へ渡し、
フィリピン葬儀社 のスタッフが市役所へ DEATH CERTIFICATE を
提出し正式な死亡証明書を取得。
 - *ご遺体を葬儀社の安置所へ搬送し、葬儀社にて火葬日時を決める。
ご遺体は火葬日時まで葬儀社にて安置される。
- 二日目
- ②市役所より取得した DEATH CERTIFICATE を基に TRANSFER PERMIT
(フィリピンから日本へのご遺骨を移す許可を取得)
 - ③検疫所にて ご遺骨に関する QUARANTINE CERTIFICATE(検疫証明書)取得
 - ④葬儀社にて 火葬後に火葬証明取得
- () 日目
- 火葬後、ご遺骨と一緒に在フィリピン日本大使館（領事館）へ行き下記手続きを行う
- ⑤PASSPORT の破棄手続き
 - ⑥ご遺骨証明申請・取得 (必要書類は上記①～④)

費用概算	フィリピン 葬儀社	約 60,000～70,000 ペソ
	ジャパニーズヘルプデスク (手配費用)	US\$ 300-
	大使館 ご遺体証明発行	1,000 ペソ
